

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人</p> <p>次の人の交通規則は、歩行者と同じです。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>歩行補助車、小児用の車（乳母車や三輪車など）やショッピング・カート</u>を通行させている人</p> <p><u>原動機を用いる歩行補助車、小児用の車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。</u></p> <p>(1) <u>原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは120センチメートルをそれぞれ超えないこと。</u></p> <p>[ (2)～(5) 略 ]</p> <p><u>3 歩きながら用いるための車（台車など）を通行させている人</u></p> <p><u>歩きながら用いるための車は、次の基準（原動機を用いないものにあつては(1)の基準）を満たすものに限られます。</u></p> <p>(1) <u>長さは190センチメートル、幅は60センチメートルをそれぞれ超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>原動機として、電動機を用いること。</u></p> <p>(3) <u>時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</u></p> <p>(4) <u>鋭い突出部のないこと。</u></p> <p>(5) <u>通行させている人が車から離れた場合には、原動機が停止すること。</u></p>	<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 <u>歩行補助車</u>やショッピング・カートを通行させている人</p> <p><u>原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。</u></p> <p>(1) <u>長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。</u></p> <p>[ (2)～(5) 同左 ]</p> <p><u>3 乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人</u></p>

4 [略]

### 第3章 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

#### 第2節 安全な通行

1 [略]

2 走行上の注意

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

[(1)～(10) 略]

(11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になつたり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

[(12)～(15) 略]

[3・4 略]

### 第5章 自動車の運転の方法

#### 第1節 安全な発進

1 [略]

2 運転姿勢など

[(1)～(3) 略]

(4) 走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行

4 [同左]

### 第3章 自転車に乗る人の心得

[同左]

#### 第2節 安全な通行

1 [同左]

2 走行上の注意

[同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になつたり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

[(12)～(15) 同左]

[3・4 同左]

### 第5章 自動車の運転の方法

#### 第1節 安全な発進

1 [同左]

2 運転姿勢など

[(1)～(3) 同左]

(4) 走行中に携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中は携帯電話などを使

中はスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、スマートフォンなどの携帯電話などについては、運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

[3～7 略]

用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、携帯電話などについては、運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

[3～7 同左]

備考 表中の [ ] の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。